

平成25年5月13日

法曹養成制度検討会議の中間的取りまとめに対する意見書（その1）

長野県弁護士会

会長 諏訪 雅 顕

I 項番 「第2 今後の法曹人口の在り方」について

1 A 意見の内容（意見1）

法曹に対する需要が今後増加すると予測するのは誤りである。

B 意見の理由

（1）はじめに

司法制度改革審議会意見書（以下「司法審意見書」という。）が、法曹人口を急激かつ大幅に増加させるべきであるとした根拠は、我が国が事前規制型社会から事後救済型社会へと移行することに伴い、社会における法的需要、殊に弁護士に対する需要が大幅に増大していくとの予測がなされたことにある。

しかしながら、前記司法審の予測は、少子高齢化が進行する日本社会の実態を直視せず、また、争いや裁判を嫌う日本社会特有の法文化を十分考慮せず、さらに隣接士業等の存在や職域も考慮に入れず、社会科学的な統計の裏付けもなく行った極めて楽観的な予測であった。

ところが、法曹養成制度検討会議（以下「検討会議」という。）・中間的取りまとめ（以下「中間的取りまとめ」という。）も司法審意見書の前記予測を今なお踏襲し、法曹に対する需要が今後増加するなどと予測している。これは明らかな誤りである。

（2）裁判所における弁護士への需要

ア 裁判所事件数

実際には、裁判所の事件数は、司法制度改革当時以降減少している。裁判所の司法統計によると、平成13年度の裁判所の総新受事件数（当該年度に新受した民事・行政事件、刑事事件、医療観察事件、家事事件及び少年事件の件数。但し、刑事事件、医療観察事件及び少年事件は人数。）は約563万件であったのに対し、平成23年度には約406万

件となっている（以上、平成１３年度及び平成２３年度の各司法統計年報の民事・行政事件編第１－１表、刑事事件編第１表、家事事件編第１表及び少年事件編第１表参照）。

このうち、統計数値の採用基準の変更により雑事件が約７７万件減少していることを考慮しても、この約１０年間に、裁判所の事件数は約８０万件、約１４％減少したことになる。

イ 弁護士選任状況

加えて、裁判所の事件について当事者が従来よりも代理人弁護士を選任するようになっているかという点につき、民事第一審通常訴訟既済事件における代理人弁護士選任状況を見ると、原告側当事者が弁護士を選任した事件の割合は、平成１３年度の７４．２％から平成２３年度の７３．４％へと微減しているほか、被告側については平成１３年度の４４．１％から平成２３年度の３４．１％へと１割近く減少している。双方が代理人弁護士を選任していない事件の割合については、平成１３年度の２１．１％から平成２３年度の２２．６％へと増加している（検討会議・法曹人口に関する基礎的資料（以下「基礎的資料」と略す。）４（１）エ）。

ウ 裁判所の事件に関する弁護士への需要

前記ア及びイより、この１０年の間に、裁判所の事件に関して弁護士に対する需要は実際には増加していないことは明らかである。

そして、今後、日本の人口減少はこれまで以上に急速に進むことも又明らかであり、さらには、製造業を中心に大企業のみならず中小企業も海外に生産拠点を移転する動きが続いているのであるから、抜本的な司法制度の改革がなされない限り、裁判所が取り扱う事件数は今後増加するどころか減少の一途を辿ることは明らかである。

（３）法律相談件数

法律相談の件数についても、平成１９年以降は横ばい或いは減少傾向にある。法律相談の件数（弁護士会による有料相談等の各種相談、日本司法支援センター（法テラス）による無料相談及び交通事故相談センターにおいて把握した相談件数）は、平成１５年度においては約５５万３千件であった。これが、平成１９年度には約６６万７千件となったものの、その後、平成２３年度には約６１万件になり、微増或いは近年は減少傾向にさえある（基礎的資料４（２）ア）。

（４）組織内弁護士

ア 企業内弁護士数は、平成13年以降増加しているものの、その総数はわずかに771人（平成24年6月現在）にとどまり（基礎的資料4（4）ア）、日弁連が平成21年実施した「企業内弁護士の採用に関するアンケート」においても、企業内弁護士を採用していない企業の約95%が、「顧問弁護士や企業内法務部があるので不自由していない」、「やってもらう仕事がない」などの理由でこれからの採用に消極的であって、今後的大幅な需要拡大は見込めないのが現状である。

イ 政府や自治体内の職員としての弁護士の需要については、任期付公務員として採用されている弁護士数は、平成17年に59人であったのが平成24年149人となり次第に増えているものの（基礎的資料4（4）ア）、日弁連が平成22年4月実施したアンケートにおいては、未採用の地方自治体の94.5%が、「今後も採用予定はない」と回答しており、この分野でも、抜本的な対策を講じない限り今後弁護士に対する需要が増加するとは考えにくい。

（5）潜在的需要

中小企業、学校、市町村や都道府県等の地方自治体、各種福祉団体やNPOなど、弁護士の援助を必要としながら実現していない団体が一定数存在することは事実である。また、身近に知り合いの弁護士がいないことや弁護士に依頼する費用がない等の理由で弁護士の援助を受けられていない市民も、未だ一定数存在することも事実である。

したがって、個々の弁護士や各地の弁護士会は、これまで以上にこれらの潜在的な法的需要に応える努力をしなければならないし、当会もその努力を続けているところである。

しかしながら、昨今の急激な弁護士人口の増加は、個々の弁護士や各地の弁護士会の努力によって見出される新たな法的需要を遙かに超えるほどの急増である。

また、弁護士数を増加させれば前記の潜在的な法曹需要に応えることができるほど物事は単純ではなく、法律扶助予算の拡大等の財政策や現在以上に司法制度を利用しやすくするための抜本的な制度改革なくしてはなし得ないことが明らかである。

また、本来は、法的需要が存在する場合にこれに応えるべく供給の担い手を増やすべきであって、供給の担い手を増やすことによって需要を増やそうとすることは倒錯した論理である。

さらに、潜在的需要を掘り起こす活動は、必ずしも法律家の介入には馴染まない紛争についてまで法的紛争化を助長させ、かえって望ましい解決を遠ざける危険とも隣り合わせにある。潜在的需要の顕在化を弁護士数増員によって図ろうとすれば、弁護士が、自分が生存競争を生き抜く手段として当事者を煽るなどして、徒に紛争を作出する事態を招く危険すらあるのである。

(6) 新たな需要

中間的取りまとめの挙げる「新たな需要」の存在について、その全てを否定するものではないものの、いずれについても、仮にそのような新たな需要が一部見られるにせよ、今後、弁護士の増員を「現在のような急ペースで」行う必要は何ら見当たらない。

2 A 意見の内容（意見2）

- (1) 全体としての法曹人口について、現在のペースで増加させるべきではない。
- (2) 司法試験の年間合格者数については、年間1,000人程度とする数値目標を設けるべきである。

B 意見の理由

(1) はじめに

ア 弁護士の職責は、市民の権利や利益を擁護し、社会正義を実現することにある、その職責は極めて重い。このような重大な職責を果たすためには、法的事実に関する広く正確な理解と知識、法的思考・応用力の適切さ、法律実務の習得、法律家としての倫理意識・人の痛みを理解できる受容性、共感力やリーガルマインド等を要し、弁護士業務に高度の専門性と継続的な研鑽が求められている。

また、弁護士にはかかる法的サービスの担い手として技術的専門性が存するのみではない。我が国の法制度は、戦後、弁護士に対し、紛争解決の担い手としての役割に加え、司法の一翼を担う者としての公的役割を与えてきた。

司法の役割とは、紛争の解決を通じて正当な権利・利益の実現を図り、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することにある。弁護士も、司法制度の一翼を担う在野法曹として、基本的人権の擁護と社会正義の実現が使命として課されているのである（弁護士法第1条第2項）。

あるべき弁護士人口を検討するにあたっては、弁護士業務における前記のような重要性和専門性を考慮すると同時に、我が国において、弁護士には、司法制度の一翼の担い手としての公的な役割が与えられていることを踏まえなければならない。

イ ところが、以下に詳述するとおり、法曹需要の社会科学的検証に基づかない近年の弁護士人口急増政策は、弁護士の職務の適切性を危機にさらすとともに、弁護士の公的役割に基づく諸活動を停滞させ、司法制度の基盤を危うくするものとなっている。

(2) 弁護士間の過当競争による国民及び業務への悪影響

ア 弁護士業においても、業務の質の向上や弁護士費用の適正化のためには、弁護士間において、適正かつ妥当な限度での競争が必要不可欠である。

しかしながら、弁護士数が実際の需要を遙かに超えて激増していることにより、業務の質の向上等をもたらすに必要な範囲を超えて、弁護士間に過当競争が生じつつあり、かえって利用者に不利益をもたらしかねない事態となっている。

イ 例えば、従来の弁護士は集客のために多額の経費をかけることはなかったのであるが、昨今、顧客獲得競争の激化に伴い、弁護士としての品位を欠く大規模な広告宣伝等をなす弁護士が増加している。

広告宣伝費用は弁護士費用に上乗せされ、最終的に利用者たる国民の負担となる。他方で、広告宣伝等により国民に与えられる情報の価値は、弁護士業務の個別専門性に照らせば当該法的サービスの判断材料としては乏しいものであり、かえって、利用者に誤った情報が提供される事態すら生じている。例えば、「着手金無料」等の広告に誘引されて事件を依頼した利用者が、実際には、合理的な弁護士費用より遙かに高額な報酬を請求されたり、委任した事件が弁護士側の経済効率に見合わないと分かるや辞任されるなどの不利益を受ける現象も、残念ながら、一部の弁護士について見られる。

ウ また、通常的自由競争論が妥当する分野であれば、供給の拡大によってサービスの質は向上し、費用は適正化・低額化するはずであるところ、弁護士業務についてはこの経済原則が必ずしも妥当しない。利用者と弁護士との間には圧倒的な情報格差があるうえ、殊に刑事身柄事件等においては、利用者が実際に弁護士を必要とする場面では切迫した状況にあり、十

分な情報による適切な判断は実際には困難である。

弁護士数の急激かつ大幅な増加は、一部弁護士において、過当競争を生き残るべく、一人の依頼者、一件の事件からより多くの利益を得ようとする不適切なインセンティブをも生みつつあり、弁護士費用がかえって高額化したり、本来なら訴訟提起になじまない紛争が訴訟化されるような現象も一部に見られるようになってきている。

（３）公益（的）活動の衰退・機能不全への懸念

弁護士は、弁護士法１条に定められた弁護士の使命である基本的人権の擁護、社会正義の実現のため、通常の業務に加えて様々な公益活動を行っている。例えば、当会の人権擁護委員会においては在監者等からの人権侵害救済申し立て案件を調査・審査の上、違法な人権侵害行為が認められる場合には、当該刑事施設等に対して警告・勧告等を行い、人権侵害を見逃すことのないよう活動しているところである。これらの活動においては、申立人からの報酬受領などはまったく行われていない。

また上記のような純粋な意味における公益活動以外にも、社会問題となった消費者被害事件、死刑判決に係る刑事再審事件などについて、その職責の重さに見合わないほど低額な報酬しか受け取っていないにも関わらず、前記の弁護士の社会的使命に鑑みて、積極的に取り組んできた弁護士が多数存在する。

このような弁護士の公益（的）活動は、一般的な弁護士において経済的基盤が存在し得ることを前提に成り立つのであって、適正且つ合理的な限度を超えた自由競争は、弁護士の経済的基盤を根底から破壊し、弁護士にそのような公益（的）活動を期待できない事態を招きかねず、その悪影響が最終的には市民に及ぶことになりかねない。

（４）弁護士の質の低下

ア 弁護士業務には前述の通り、法的事項について広く正確な理解や知識、適切な法的思考、法律実務の経験や研鑽による習得、高い法曹倫理やリーガルマインド等を要求されるのであり、合理的な限度を超えた過当競争の結果としてこれらを欠く弁護士が増加すれば、弁護士制度を利用する市民に不利益を及ぼすことになる。

従来、一定以上のレベルの司法試験、充実した司法修習、新人時代のオ

ン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）、弁護士間の切磋琢磨や事実上の相互監視等によって、多くの弁護士には、一定程度のレベルが保たれていた。

イ　ところが、昨今司法試験合格者の平均レベルが低下し、司法試験合格者の中に、従来にも増して、基礎的な法的知識を欠く者が相当数見られるようになっている（平成20年5月23日最高裁判所事務総局「最近の司法修習生の状況について」参照）。これは、法曹志願者の減少及び法曹養成制度上の問題にも関わる現象であるものの、最大の原因が、司法試験合格者数の大增員であることは明らかである。

従来であれば到底司法試験に合格しなかったような、基本的な法的知識を欠く者が、司法試験に合格してしまうケースが年々増加しているのである。

ウ　司法修習の充実という点についても、司法試験合格者数の大幅な増加によって、司法修習生を受け容れる側の裁判所、検察庁、弁護士会において、きめ細かな指導が難しくなり、司法修習生においても、年々激化する就職活動に時間や労力を割かれるあまり、司法修習に専念できない者が増加している。

そのため、司法修習制度自体としても、修習期間の短縮、前期修習の廃止、給費制から貸与制への移行などにより教育効果が限定され希薄化しがちであることに加え、司法修習生においては、前記の原因により、その限られた司法修習の機会さえ十分に生かせず、修習内容を十分習得できない状況となっている。

エ　司法修習を修了して弁護士登録した新人弁護士についても、勤務弁護士としてOJTによって法律実務の研鑽を積むことを必要としながら、「就職難」によってこれが叶わず、実務能力が不十分なまま即時独立を余儀なくされる者が増えている。

弁護士の実際の業務においては、事件の見通しや対処方針の立て方、依頼者や利害関係者との接触や距離の取り方、解決へ向けての具体的活動に関係する実務能力、実務感覚、弁護士倫理やリーガルマインドの涵養こそが重要であるところ、新人弁護士にとって、こうした能力は、雇用主弁護士等の先輩弁護士と多くの行動を共にし、一緒に多数の具体的な事件に取り組んでこそ体得できる面が大きく、このような過程を経て次第に一人前の弁護士と成っていくのである。

ところが、需要を大幅に上回る弁護士急増によってもたらされた「就職難」は、多くの新人弁護士からこのようなOJTの機会を奪い、登録年数を経ても実務能力、実務感覚の乏しい弁護士を多数存在させ、利用する市民にとって由々しき事態を現出させている。

オ 弁護士間の切磋琢磨や事実上の相互監視機能についても、弁護士会内の会員数が増え人的関係が希薄化し、弁護士同士の関係が、専門家集団としての関係から、顧客や事件を必要以上に奪い合う関係へと変質しつつあり、かつての機能が弱まっていることが懸念されている。

カ その結果、弁護士の職責の重大さや、求められる専門性・実務能力については、社会の国際化、急速な技術革新、価値観の多様化により、従来以上に高度な水準が求められているにもかかわらず、これを担う弁護士の質や、法律専門家としての職業意識が変容しつつある。

質の低下については、法科大学院教育や弁護士会の研修等によって対処すべきであるとの指摘があるものの、それには自ずから限界がある。上記はいずれも司法試験合格者あるいは現実の需要に比して弁護士の「数」が増え過ぎたことを主たる原因としており、弁護士の大幅な急増が、司法修習制度等の法曹養成制度を揺るがし、新人弁護士の採用状況や就労環境を混乱させ、弁護士会の良き文化的伝統を崩しつつあるという総合的な混乱状況を招いたことによって生じたものであって、これらを、法科大学院教育や研修によりカバーし得るなどというのは非現実的で無責任な論である。

したがって、仮に、司法試験合格者を現状の2,000人程度に維持する場合、今後も更に弁護士の質の低下が続くことは明らかである。

キ さらに、これまでに述べた諸弊害、すなわち、弁護士間の過当競争や、弁護士となっても人権擁護等の公益活動に十分取り組めないことなどにより、弁護士という職業の魅力は急速に失われつつある。裁判官や検察官についても、退官しても弁護士資格があることが、在官中の職務の独立性をもたらしその職業的魅力となっていたもので、弁護士の職業的魅力の低下は、法曹全体の魅力の低下に繋がっている。

そのために、従来と異なり、有為で多様な人材が法曹を志望しなくなり、法科大学院及び司法修習修了に要する経済的負担等ともあいまって、法曹志願者数の激減をもたらしている。このことは、法科大学院志願者の激減が如実に示していることは勿論、平成25年度の東京大学進級振分けや大

学入試において受験生の法学部離れが顕著であったことにも現れている。

法曹志願者が減少してゆけば、法曹の質はさらに低下することは避けられず、いわば負のスパイラルが生じつつある。

(5) 地方における司法過疎問題

ア 司法制度改革以降、熱意ある若い弁護士が地方へと広がり、弁護士の過疎・偏在問題が一定程度解消されてきたことは事実である。

しかしながら、これは、弁護士会による地方での法律相談の拡充や、ひまわり基金事務所や法テラス事務所の設置等司法制度の整備と相まって実現されてきたことであって、弁護士の増員のみによって果たされた成果ではない。

イ もし仮に、弁護士の増員のみによって弁護士過疎・偏在問題を解消しようとするのであれば、それは、「都会であぶれた弁護士が地方に行く」という過程を想定するものであるところ、あまりに地方を愚弄する論であるうえ、その過程で都会では必然的に過当競争が生じ前記各弊害が生じるものであって、弁護士過疎・偏在対策として妥当な方法ではない。

ウ さらに、司法過疎の解消においては、裁判所及び検察庁の充実が不可欠であるところ、司法制度改革以後も裁判官及び検察官の増加数は微増にとどまっている。

そのために、弁護士人口だけが激増しても、裁判官や検察官が十分に増員されない地方の司法制度は必ずしも充実されたとはいえないものであって、昨今の弁護士激増政策によっては、地方の司法過疎は解消されていないのである。

(6) 自由競争による淘汰論は誤りであること

ア 司法審意見書は、弁護士人口の増大により弁護士間に自由競争が生じ、質の低い弁護士は淘汰されるため、法曹の質は高まるという前提に立っている。

イ しかしながら、法が、弁護士について資格制度を採用し、司法試験を課し、専門家たる司法試験委員会に資格付与の是非を判定させているのは、法曹の職務の専門性ゆえに、法的知識の正確さや、法的思考の適切さ等については専門家でない利用者にとっては必ずしも容易に判断し得るとは限らないことに鑑み、そのような能力については国が責任をもって判定

し、もって、資格を有する弁護士について市民が安心して利用できる制度とするためである。

ところが、現在の運用は、司法試験を易化し法的知識等の不十分な者に弁護士資格を与えているもので、弁護士を資格制度とした法の趣旨に反する運用であり、安心して弁護士を利用したいという市民の意に背く運用である。

ウ また、自由競争による淘汰の過程で必然的に生じる被害がある。

「弁護士間の自由競争による質の低い弁護士の淘汰」の過程においては、質の低い弁護士によって被害に遭う利用者が必然的に生まれることが予定されているのである。

エ 現在のように司法試験を易化させる運用は、法的知識、法的思考力等の不十分な者には資格を与えないという国の責務を放棄することである。前記諸能力の不十分な者にも安易に資格を付与しておきながら利用者に実害を出した後淘汰すればよいなどという論は、国の責任を放棄し、それによる被害を利用者たる市民に皺寄せするものであって、不合理極まりない。

3 A 意見の内容（意見3）

法曹人口及び司法試験合格者における【意見2】は、法曹養成制度の整備状況にかかわらないものであり、これらの整備状況如何に関わらず、年間司法試験合格者については早急に1,000人程度とすべきである。

B 意見の理由

(1) 【意見2】に述べた弁護士増員に伴う諸弊害は、いずれも、「弁護士あるいは司法試験合格者の数を増やし過ぎたことそれ自体によって」生じたものであり、法曹養成制度を今後いかに整備し改善しようとも、弊害の多くは除去し得ない。

したがって、【意見2】に挙げた司法試験合格者数の減員は、今後の法曹養成制度の整備・改善状況に関わらず行うべきである。

(2) なお、司法試験合格者を減少させると、司法試験成績の芳しくない法科大学院の存続が困難となり、仮に、この法科大学院が地域に唯一の法科大学院である場合、当該地域の法曹志願者においては法曹となるため要する物理的、経済的負担が増大するという事態が生じうる。

もっともかかる事態は、法科大学院修了を司法試験受験資格とする現行制

度を前提に生じる事態であるところ、後述のとおり現行制度は抜本的見直しを要するものであるし、仮に一定期間現行制度を維持せざるを得ない場合にも、予備試験合格率の調整、地方在住の法曹志願者に対する経済的支援、地域適正配置に十分配慮しつつ法科大学院の定員削減をなすこと等によって対処することが適切であり、「地方の法科大学院の経営を維持し、組織を存続させるために、法曹人口を急増させる」などという施策は明らかに不合理である。

Ⅱ 項番 「第3・1（1）プロセスとしての法曹養成、及び（2）法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保」について

1 意見の内容

「プロセス」としての法曹養成の理念を堅持する場合にも、法科大学院が「プロセス」の中核足るにふさわしいものであるか否かについて、現行制度の抜本的見直しを視野に入れた検討をすべきである。

2 意見の理由

- （1）法科大学院志願者等の推移を見るに、適性試験受験者数について平成15年度の約3万5千人（大学入試センター実施分）から平成24年度には約6千人（適性試験管理委員会実施分実人数）へと約6分の1に減少し（検討会議第3回資料1・18頁）、総入学者数については平成16年度の約5,700人から平成25年度の約2,700人へと約52%減少している（同25頁、平成25年度については報道）。
- （2）これは、司法試験合格率が25%程度であること（なお、旧司法試験の時代、毎年の合格者が約500人、合格率約2%であった時期においても、毎年約2万人が司法試験を受験していた。したがって、現在司法試験合格率が25%程度であるという事実が、「単独で」志願者減をもたらしているのではなく、後記受験回数制限や、法科大学院制度の問題点とあいまって志願者減をもたらしていることに留意しなければならない。）、司法試験を5年以内に3回しか受験できないことや、司法試験合格後の「就職難」、法曹の職業的魅力が減じつつあることに加え、法曹を目指すことがこのようにリスクの高い進路選択であるにも関わらず、法科大学院修了に要する経済的、時間的、体力的、心理的負担が多大であることも大きな要因である。

今後、法曹界に多様で有為な人材を呼び戻すためには、年間司法試験合格者を1,000人程度とすることにより法曹人口を適正数に是正してゆくこと等によって、「就職難」を解消し、法曹の職業的魅力を回復させることに加え、法曹養成制度についても、より合理的な制度への抜本的転換を視野に入れた検討をなすことは避けられない。

(3) そのような観点から、当会は法曹養成制度の在り方について、すでに平成23年8月6日付意見書において、現行法科大学院制度は原則として法科大学院修了を司法試験の受験資格としているにもかかわらず、これに見合った内容となっておらず、年を追って入学者が現象し、優秀な人材が司法界に集まらなくなることが危惧される状況に至っている上、法曹を目指す学生に多大な経済的及び時間的負担を強いているのであり、このような現状を抜本的に解決するためには、法曹養成制度を大学院レベルではなく、大学の学部レベルに移行することを真剣に検討すべきである旨提言している。

(4) 現行制度においても、当会が提言した前記新制度においても、ロースクールの修了を司法試験の受験資格とすることによって、法曹志願者に、ロースクールという「プロセス」を強制する制度を選択している。また、従来から、司法修習の修了が原則として法曹となる要件とされており、法曹志願者には「司法修習というプロセス」も課されている。

ある「プロセス」を強制する制度を、正当性と合理性あるものとするためには、当然のことながら、そのプロセスにおける教育内容が、強制するに値するものであることを要する。そして、その教育価値が、強制に伴う負担及びその負担があることによって不可避免的に減じられる志願者の多様性よりも上回ることを要する。

そうでなければ、当該プロセスを強制する法曹養成制度は、職業の自由や法の下での平等といった主観的権利の問題としても、人材登用制度の客観的合理性の問題としても、極めて深刻な問題を孕むことになる。

(5) ところが、現行制度においては、一部の法科大学院においては優れた教育がされている例も報告されるものの、入学者選抜や進級・修了認定が十分機能せず、教育体制も十分整わないなど、強制する価値のある教育が実践されているとは言い難い法科大学院も散見される。

のみならず、法科大学院制度全体においても、制度上合理的に期待しうる教育の価値と、法科大学院修了に伴う多大な負担及びそれによって志願

者の多様性が大きく損なわれることとのバランスの問題が、十分に検討されてきたとは言い難い。

したがって、今後我が国において「プロセス」としての法曹養成の理念を堅持する場合にも、法科大学院は法曹養成の「プロセス」の中核たるにふさわしいものであるか否か、強制するにふさわしい「プロセス」とは何かについて、現行制度の抜本的見直しを視野に入れた検討をすべきである。

Ⅲ 項目 「第3・1（3）法曹養成課程における経済的支援」について

1 意見の内容

司法修習生の給費制を復活させるべきである。

2 意見の理由

- （1）法曹は、国の司法制度を支える重要な社会基盤であり、法曹の仕事は国民の権利・義務に直接関わるため、法曹には、法律実務について十分な理解や法曹としての高度な倫理意識等が必要である。

司法修習制度は、法曹となる者がこれら必要な素養を身につけるためのものであり、国が責任を持って法曹を養成し、もって市民の権利を守るためのものである。

そのため、法曹となるべき司法修習生に対しては、修習専念義務と兼業禁止義務を課すこととともに、その間無給となることに鑑み、生活費を保障して身分を安定させ、両者あいまって、質の高い司法修習の実施を可能としてきたのである。

司法修習生側の意識としても、国から給費を受けて養成されることにより、法曹の公的役割を深く自覚するという効果もあった。

- （2）ところで、法科大学院制度が採用されている現在においても、司法修習制度の意義に変化はない。

むしろ、前期修習が廃止され、修習期間が短縮されたことに伴い、司法修習生にはこれまで以上に修習に専念し集中して取り組むことが要求されるのである。

ところが、給費制の廃止は、給費制と表裏の関係にあった修習専念義務と兼業禁止義務を骨抜きにする危険があり、質の高い司法修習の実施を危うくするものである。

(3) また、日弁連が平成24年6月実施したアンケートによると、司法修習生のうち28.2%が司法修習を辞退することを考えたことがあると回答し、その理由として、86.1%が貸与制への移行を、74.8%が弁護士就職難・経済的困窮を挙げた。

司法修習生の多くは、法科大学院の奨学金等の返済義務を負担しており、貸与制によって借金が上乗せされることは、有為で多様な人材が法曹の途を断念する一因となっている。

法曹となる者の出身層が経済的富裕層ばかりに偏ることは望ましくない事態であることは明白であって、かかる事態を避けるためにも給費制を復活させるべきである。

IV 項目 「第3・2(1) 教育の質の向上、定員・設置数、認証評価」について

1 A 意見の内容

法科大学院修了を司法試験受験資格とする現行制度を維持する場合、司法試験年間合格者数を1,000人とする制度のもと、法科大学院の総定員数についてもこれに近い数字に削減すべきである。

B 意見の理由

- (1) 現行の法科大学院制度を今後も一定期間継続せざるを得ない場合においても、法科大学院の改善は急務である。
- (2) 司法試験合格者は前記の通り年間1,000人程度とするべきであるところ、法科大学院の総定員数についても、司法試験合格者数の減少の仕方に添うかたちで、同程度の数に減少させていく必要がある。
- (3) なぜならば、法科大学院というプロセスを強制する以上、それは強制する価値のあるプロセスでなければならないため、法科大学院教育の実効性を十全に確保する必要がある。

そのためには、法科大学院生が、法科大学院における教育内容に集中して取り組めるような環境設定が不可欠である。

したがって、法科大学院修了後に課される司法試験においては、法曹として必要とされる法的知識、法的思考力・応用力、文書作成能力等を満たしているかを否かを問い、これを一定限度満たしていれば合格できるようにすべきであって、そこに受験生間の競争性があってはならない。

(4) この点、司法修習や、医師における医学部の課程も「強制されたプロセス」であるところ、かつて多くの司法修習生が二回試験に必要な限度を遥かに超えた修習内容を習得してきたのも、医師志願者が、医学部において医師国家試験合格に要する限度を遥かに超えた知識や技能を習得しているのも、プロセスの最後の試験（二回試験、医師国家試験）において競争性がなく、各々のプロセス（司法修習、医学部）における修習や学習に集中できるためである。

（なお、二回試験は現在も競争性のない試験であるが、司法修習生数の急増による受入れ側の限界及び「就職難」や、貸与制への移行による修習専念義務等の形骸化という別の要因によって、司法修習の実効性が失われつつあることは既述のとおりである。）

(5) 仮に、法科大学院の後に競争性ある司法試験が課される場合、法科大学院生は、在学中の多くの時間、労力、意識を司法試験対策に割かれることとなり、法科大学院というプロセスの教育効果は限定的なものとなり、「法科大学院課程は強制する価値のあるプロセスでなければならない」という現行制度の本質的要請を満たさない事態に陥るのである。

(6) 司法試験の競争性をなくす方法については、司法試験合格率は、まずあるべき法曹人口に照らして司法試験合格者数を設定し、法科大学院定員数をそれに適合させることによって維持すべきものであって、現在の法科大学院定員数や入学者数の方から逆算して司法試験合格者数の目安を設定することは明らかに不合理である。

また、競争性をなくすといっても、司法試験の合格レベルを下げることは許されず、それは一定以上に維持すべきことは既述のとおりであるから、これと競争性をなくすこととを両立させるためには、法科大学院における未修者制度の在り方、入学試験方法、共通到達度試験の導入等を含めた進級・修了認定方法等についても抜本的な見直しを要することとなる。

V 項目 「第3・3（1）受験回数制限」について

1 意見の内容

司法試験受験回数制限を撤廃すべきである。

2 意見の理由

(1) 受験回数制限は、法科大学院における教育効果が薄れないうちに司法試

験を受験させる必要があるという理由によって導入されている。

しかしながら、法科大学院における教育効果とは具体的に何であり、それは時間の経過によって薄れるものであるか否かなどについて、これまでほとんど検証がなされておらず根拠薄弱と言わざるを得ない。

- (2) 中間的取りまとめは、受験回数制限について、本人に早期の転身を促すとか、法学専門教育を受けた者を法曹以外の職業での活用を図るなどの理由で肯定的に評価している。

しかしながら、前者については、司法試験受験生にのみこのようなパターンリスティックな観点から強力な制約をすることは、我が国の法体系に整合しない。

後者についても、他の専門課程（医学部、教育学部等）出身者については同種の受験制限がないのに法学専門教育についてのみかかる制限を課す理由はない。

- (3) むしろ、受験回数制限は、短期間に多くの勉強時間を確保しやすいような経済状況、生活環境にある受験生のみを過度に有利にするものであって、法曹の給源を偏らせ多様性を削ぐという現行制度の消極面を助長するものである。

以 上